

氏名(本籍)	郷 司 文 男 (愛 知 県)
学位の種類	博 士 (体育科学)
学位記番号	博 乙 第 1573 号
学位授与年月日	平成 11 年 11 月 30 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	体育科学研究科
学位論文題目	行動観察に基づく幼児の運動成就テストの作成
主査	筑波大学教授 医学博士 浅見高明
副査	筑波大学教授 宮丸凱史
副査	筑波大学助教授 教育学博士 田中喜代次
副査	筑波大学助教授 博士(心理学) 吉田茂
副査	筑波大学助教授 教育学博士 桜井茂男

論 文 の 内 容 の 要 旨

本研究は、幼児の運動能力の発達特性に則したテストとして、運動パターンができるか否か、あるいは運動パフォーマンスが一定の合格基準に達しているか否かを合否判定する運動成就テストに着目し、日頃の行動観察に基づく評価値の適用を検討するとともに、簡便で有効な運動能力の推定値及び評価基準を作成することを目的とした。この目的を達成するため、研究手順として、1) テスト項目の作成に関する研究、2) 運動成就能力の特性に関する研究、及び3) 運動成就能力の評価法に関する研究の3つの段階を設定した。その結果、

(1) 幼児期の運動パターンを包括するGallahueの分類法(移動型、操作型、安定型)に基づき項目を幅広く抽出した(223項目)。そして、これらの項目について、年齢範囲の幅広い適用性、測定器具・用具の簡便性、合格基準の明確性、仮説的分類との対応関係などを検討し、更に、予備測定を通して、合格基準の修正、不適な項目の削除を行い、運動成就テスト37項目を選定した。選定された37項目の運動成就テストを、先ず、幼稚園児に実施し、実際のテストに基づく合否判定値(実測値)の信頼性、客観性、及び合格率の加齢変化を検討し、有効な項目の選択を行った。結果として、37項目のすべては、信頼性及び客観性が保証され、テストに慣れない現場教員でも十分に利用できることが確認された。しかし、10項目は、年齢差の判別が困難でテストとしては不適であり、移動型14項目、操作型7項目、安定型5項目の計26項目が実際の測定における有効な運動成就テストとして選択された。

(2) 評価値の利用が可能な運動成就テスト26項目の妥当性(基準関連妥当性)を、CGS尺度に基づく運動能力テスト(CGS尺度テスト)との関係を手掛かりに検討した。両テストにおいて、それぞれ捉えられる基礎的運動能力は高い関係にあった。そして、運動成就テストで測定される運動能力の幾らか(27.4%)は、CGS尺度テストで測定される能力と一致し、その他の能力は独自の能力として、複数の下位能力領域から構成されたと考えられた。

運動成就能力の特性に関する研究では、日頃の行動観察に基づく運動成就テストによって捉えられる運動能力の特性を検討した。先ず、合格率の観点から、項目毎に性差及び年齢差を明らかにした。男児、女児とも全26項目の合格率は、加齢とともに高くなるものであった。そして、平衡性や手足の協応性が関与する運動は女児が、上腕の筋力や瞬発力が主に関与する運動は男児が、それぞれ合格率が高く、発達は早いと考えられた。更

に、合格率の加齢に伴う変化には、4つのパターンが存在すると推測された。

(3) 領域間の総合的な運動成就能力の関係は、移動型と操作型間では4歳頃まで加齢と共に高くなり、5歳半以降で低下すると考えられた。移動型と安定型の関係は、2歳半で認められる比較的高い関係が5歳頃まで維持され、それ以後低下すると考えられた。操作型と安定型の関係は、3歳でみられる比較的高い関係が幼児期全般にわたって維持されると考えられた。

(4) 難易度（困難度）に基づく運動成就能力の推定値は、全項目の合否判定は必要なく、難易度（困難度）の高い方から必要な項目数（3項目、2項目、1項目）について合格を把握すればよく、実施上、簡便であると考えられた。運動成就能力の評価基準として、性別、年齢別に得点（難易度に基づく推定値）の上位者からの累積相対比率を用いることが考えられた。

以上を要約すると、現場教員による実施が可能であり、更に、日頃の行動観察に基づく推定値の利用も可能な26項目の運動成就テストが作成された。そして、当テストは、他の運動能力テストとの関係から、妥当性も保証されるものであった。当テストによって測定される運動成就能力の特性として、合格率の加齢変化には4つの特徴が見出された。また、移動型、操作型、及び安定型の各領域において、それぞれ2～3つの運動成就能力の存在が明らかとなり、領域間においてそれら運動成就能力は低い関係があると考えられた。

能力特性が明らかとなった運動成就テストについて、有効な推定値を検討した。項目応答理論より導かれる能力特性値は、運動成就能力の推定値として有効であったが、簡便でより実用的な推定値として、それと関係のある合格項目の困難度の利用が考えられた。そして、困難度に基づく得点の上位者からの累積相対比率が、評価基準として作成された。

審査の結果の要旨

審査専門委員会において出された疑義、意見を集約すると次のようになる。

- (1) 附録として37項目の運動成就調査表が出されているが、これよりも26項目の最終テストマニュアルがほしい。
- (2) 成就法における評価者の評価法・手続きが不明であり、評価法がむずかしくないか。
- (3) 「CGS尺度法」というのは一般的か。成就法は間隔尺度であり、「判別法」とするならば「実測法」の方がよいと思う。
- (4) 「日頃の行動観察」というのはあいまいな表現で、「日常行動観察」あるいは「保育内行動観察」とした方がよい。
- (5) 運動成就能力の内容的妥当性に疑問がある。うまく測れないから項目を落すのでよいのだろうか。
- (6) Gallahueの3領域に入る項目の検討が不十分でないか。
- (7) テストの妥当性に疑問が残る。幼児の遊びやフィールドでの観察が必要である。
- (8) CGS尺度を用いた運動能力テストの妥当性はどうか。

このような質問、意見に対して的確に応答していた。

よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。